

行政行為の意義・種類(2)

(百選「I-67」～「I-70」)

問題 001

公衆浴場法による許可制は、主として国民保健および環境衛生という公共の福祉の見地から営業の自由を制限するものである。

001 解答：妥当である。(I-67)

問題 002

公衆浴場法による許可制について競願関係が生じた場合、行政庁は自由裁量により許可を与えるのであって、その申請の前後により、先願者に許可を与えなければならないものではない。

002 解答：誤り

その申請の前後により、先願者に許可を与えなければならないとした。(I-67)

問題 003

公衆浴場法による許可制について、許可の要件を具備した許可申請が適法になされたときは、その時点において、申請者と行政庁との間に許可をなすべき法律関係が成立したものである。

003 解答：妥当である。(I - 6 7)

問題 004

公衆浴場法による許可制について競願関係が生じた場合、後の申請は、前の申請についての法律関係がなんらかの理由により許可処分に至らずして消滅した場合にのみ、これに対して許可をなすべき法律関係を成立せしめうるにとどまるというべきである。

004 解答：妥当である。(I - 6 7)

問題 005

公衆浴場営業許可の先願後願の関係は、申請の受付ないし受理というような行政庁の行為の前後によってこれを定めるべきである。

005 解答：誤り

申請書を受け付ける権限を有する行政庁に提出された時を基準として定めるべきものであるとした。(I - 67)

問題 006

皇居外苑などの公共福祉用財産をいかなる態様及び程度において国民に利用せしめるかは管理権者の管理権の内容であり、その利用の許否は、管理権者の自由裁量に属するものである。

006 解答：誤り

自由裁量に属するものではないとした。(I - 68)

問題 007

厚生大臣(当時)の皇居外苑の使用不許可処分は、何ら表現の自由又は団体行動権自体を制限することを目的としたものでないことは明らかであり、管理権の適正な運用を誤ったものとは認められず、憲法 21 条及び 28 条違反であるということとはできない。

007 解答：妥当である。(I - 68)

問題 008

特許法上の特許に無効理由が存在する場合は、審決の確定などを経ることなく、当然に無効であると解するを相当とする。

008 解答：誤り

特許庁の審判官による無効審決の確定により、特許権が初めから存在しなかったとのとみなされ、無効審決の確定まではその特許権は適法かつ有効に存続するものとした。(I - 69)

問題 009

特許の無効審決が確定する以前であっても、特許権侵害訴訟を審理する裁判所は、特許に無効理由が存在することが明らかであるか否かについて判断することができ、審理の結果、当該特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されない。

009 解答：妥当である。(I - 69)

問題 010

国民年金法(昭和60年改正前)19条1項および5項は、相続とは別の立場から一定の遺族に対して未支給の年金給付の支給を認めたものであり、死亡した受給権者が有していた年金給付に係る請求権が同条の規定を離れて別途相続の対象となるものではない。

010 解答 : 妥当である。(I - 7 0)

問題 011

国民年金法(昭和60年改正前)19条1項所定の遺族は、社会保険庁長官(当時)に対する未支給年金の支給請求とこれに対する支給決定処分を経ることなく、訴訟上未支給年金を請求することができる。

011 解答 : 誤り

社会保険庁長官に対する未支給年金の支給請求とこれに対する支給決定処分を経ないで、訴訟上未支給年金を請求することはできないとした。(I - 7 0)